

大阪市立体育館条例の一部を改正する条例案

大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 市長は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間について、大阪市立千島体育館、大阪市立東淀川体育館、大阪市立北スポーツセンター、大阪市立都島スポーツセンター、大阪市立福島スポーツセンター、大阪市立此花スポーツセンター、大阪市立中央スポーツセンター、大阪市立西スポーツセンター、大阪市立港スポーツセンター、大阪市立大正スポーツセンター、大阪市立天王寺スポーツセンター、大阪市立浪速スポーツセンター、大阪市立西淀川スポーツセンター、大阪市立淀川スポーツセンター、大阪市立東淀川スポーツセンター、大阪市立東成スポーツセンター、大阪市立生野スポーツセンター、大阪市立旭スポーツセンター、大阪市立城東スポーツセンター、大阪市立鶴見スポーツセンター、大阪市立阿倍野スポーツセンター、大阪市立住之江スポーツセンター、大阪市立住吉スポーツセンター、大阪市立東住吉スポーツセンター、大阪市立平野スポーツセンター及び大阪市立西成スポーツセンターのうち、市長が定める体育館の指定管理者を指定しようとするときは、第11条の規定にかかわらず、当該体育館の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市立千島体育館ほか25体育館のうち市長が定める体育館の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立体育館条例（抄）

附 則

1 省 略

- 2 市長は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間について、大阪市立千島体育館、平成27年4月1日 平成28年3月31日

大阪市立東淀川体育館、大阪市立北スポーツセンター、大阪市立都島スポーツセンター、大阪市立福島スポーツセンター、大阪市立此花スポーツセンター、大阪市立中央スポーツセンター、大阪市立西スポーツセンター、大阪市立港スポーツセンター、大阪市立大正スポーツセンター、大阪市立天王寺スポーツセンター、大阪市立浪速スポーツセンター、大阪市立西淀川スポーツセンター、大阪市立淀川スポーツセンター、大阪市立東淀川スポーツセンター、大阪市立東成スポーツセンター、大阪市立生野スポーツセンター、大阪市立旭スポーツセンター、大阪市立城東スポーツセンター、大阪市立鶴見スポーツセンター、大阪市立阿倍野スポーツセンター、大阪市立住之江スポーツセンター、大阪市立住吉スポーツセンター及び大阪市立東住吉スポー

ツセンター、大阪市立平野スポーツセンター及び大阪市立西成スポーツセンターのうち、市長が定める体育館の指定管理者を指定しようとするときは、第11条の規定にかかわらず、当該体育館の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 省 略